

第34期目録委員会記録 No.2

第2回委員会

日時：2013年5月11日（土）14時～17時35分

場所：日本図書館協会

出席：原井委員長、木下、河野、鴫田、平田、藤井、古川、本多、渡邊

資料提出：村上

<事務局>磯部

[配布資料]

1. 新しい書誌データ作成基準策定に関する連携について（提案）（2ページ-A4、国立国会図書館収集書誌部）
2. 2013年度の作業予定（1ページ-A4、原井委員長）
3. 第Ⅱ部 資料に関する記録 ユニット E 責任表示（基礎レベル）の進捗状況（1ページ-A4、木下委員）
4. 第Ⅱ部 資料に関する記録 ユニット D タイトル（基礎レベル）作業進捗（2ページ-A4、河野委員）
5. 担当部分についての現状報告（2ページ-A4、鴫田委員）
6. 注記と資料の特性（電子資料／博物資料）の現状と予定について（1ページ-A4、平田委員）
7. 2013年度作業予定（1ページ-A4、藤井委員）
8. NCR 新版第Ⅲ部案に関する2013年度の作業（予定）（1ページ-A4、古川委員）
9. 「第Ⅱ部ユニット H 形態事項」2013年度作業予定（2ページ-A4、村上委員）
10. 「関連」に関する状況整理メモ（2013.5）（1ページ-A4、渡邊委員）
11. [NCR 構成案と作業体制]（3ページ-A4、原井委員長）
12. 新 NCR 構成と RDA（7ページ-A4、原井委員長）
13. 表現形に関わる版素案（6ページ-A4、本多委員）
14. 体現形に関わる版素案（2ページ-A4、本多委員）
15. 第Ⅱ部 ユニット H 形態事項（素案）（16ページ-A4、村上委員）
16. タイトル関連 検討事項（3ページ-A4、河野委員）
17. 第Ⅲ部ユニット D 表現形に対する APP（2013年度案-1）（1ページ-A4、古川委員）
18. 第Ⅲ部ユニット I 家族に対する APP（2013年度案-1）（2ページ-A4、古川委員）
19. 第Ⅲ部 典拠レコード（2013年度案-1）（1ページ-A4、古川委員）
20. 第Ⅲ部 特殊な著作（ユニット C 後半）（2013年度案-1）（6ページ-A4、古川委員）
21. 第33期目録委員会記録 No.22（3ページ-A4、事務局）
22. 第34期目録委員会記録 No.1（4ページ-A4、事務局）

[報告事項ほか]

1. 議事録の確認

前期第 22 回記録（資料 21）と第 1 回記録（資料 22）について確認した。

2. 新しい書誌データ作成基準策定に関する連携について（提案）

国立国会図書館収集書誌部収集書誌調整課大柴氏から資料 1 の説明があり、今後、目録委員会と連携して作業を進める旨の提案があった。

また、これに合わせ、資料 2～10 を原井委員長がまとめ、目録委員会での進捗状況を把握することとなった。

[検討事項]

1. NCR 構成案と作業体制（資料 11、12）

分担の調整を行い、意見を交換した。

- ・第一グループは各実体に記述と典拠形アクセス・ポイントがあり、ほかのグループは各実体に典拠形アクセス・ポイントのみがあるという FRBR の骨組みを元に構成を考えていくのがよい。また「記述」と「記録」の用語の意味を改めて見直す必要がある。

- ・体現形と個別資料、および著作と表現形は、二つにまとめるのではなく、いったん四つに分けて考えることにする。各担当者が、それぞれに分けたエレメント一覧を次回委員会に提出し、構成を見直す素材とする。

- ・「刊行形態」は、AACR2 で設定されながら RDA で廃止される一方、ISBD 統合版では存続した継続資料をどう扱うかを定める意味で大事な規定である。早めに作業を開始した方がよい。藤井委員の担当であることを確認する。

- ・総説は後回しにせず、早めに作業を開始した方がよい。

2. 版に関する事項（資料 13、14）

体現形と表現形の切り分けについて、意見を交換した。

- ・体現形に表示されている版表示を、そのまま表現形の版として扱うのは論理的におかしい。

- ・体現形に属するものは「版表示」で、表現形では「版」である。体現形で扱う版表示のなかから、表現形に関わる版を区別する方針は必要。

- ・同じ体現形の中でも、内容の変更を伴うものとそうでないものとは、エレメントを分けておいた方がよい。

- ・以上を考慮したうえで、再構築を行う。

3. 形態事項（資料 15）

次回、村上委員の出席時に検討する。

4. タイトル関連 (資料 16)

ルビの扱いと、誤記・誤植の扱いについて検討した。

- ・「ルビ」と「言い換え」を分けて規定する。
- ・誤記・誤植について、正しい形と誤った形のどちらを本タイトルにするかは、総則の規定が固まるまで保留とするが、どちらかを異形タイトルにするという規定は、タイトルの項に設けておく。
- ・（ ）等の記号を全角にするか、また記号の前後にスペースを入れるかどうかは、全体で統一して決める必要がある。

5. 表現形に対する APP (資料 17)

・典拠形アクセス・ポイントは、その実体に関する属性のすべてを記録するのではなく、識別できるところまでを記録すればよい。表現形に対する典拠形アクセス・ポイントについても、その考え方によって規定を構成した。他方、表現種別は必須というのが、委員会の合意である。

6. 家族に対する APP (資料 18)

- ・現 NCR にない規定であり、RDA にならってエレメントを構成した。
- ・RDA の構成は、何がエレメントかがすぐわかる長所がある反面、I.2.2 優先名のような実質的な規定が下位に押し込められる短所がある。
- ・他の部分も含めて RDA 方式の構成にするかどうかを、次回までに各自が検討する。
- ・I.2.3 「異形アクセス・ポイント」は、「異形名称」とする。

7. 典拠レコード (資料 19)

- ・資料は、家族についての典拠レコードのエレメントおよびデータを構成したものである。
- ・資料 18 の典拠形アクセス・ポイントのエレメントは、典拠レコードにも記録した方がよい。
- ・資料 17、19 にある「参照」は「異形アクセス・ポイント」とする方が、「典拠形アクセス・ポイント」と形が揃い、従来の「参照」と混同される恐れがない。

8. 特殊な著作 (資料 20)

次回に検討する。

次回以降の委員会の予定

6月22日(土)、7月20日(土)

以上